

## 第1章 名称及び所在地

本クラブは「メゾンドミュゼメンバーズクラブ」と称します。(以下クラブといいます)  
東京都渋谷区渋谷4-2-9に所在するメゾンドミュゼ内におきます。

## 第2章 運営当事者

当クラブの運営管理はメゾンドミュゼ株式会社(以下会社といいます)が行います。

## 第3章 目的

当クラブの会員は個人会員及び法人会員とし、会社が定める本会則、詳細に従いクラブ及び提携店の施設を利用することができます。

## 第4章 事業内容

当クラブは前項の目的を達成するため、クラブ内設置、及び会社の運営する提携店の施設提供とその付随する飲食物の提供、及びその他目的達成に必要なサービスの提供をいたします。

## 第5章 会員および種類

当クラブの会員は個人会員及び法人会員とし、会社が定める本会則、細則に従いクラブ及び提携店の施設を利用することができます。

## 第6章 入会手続き

当クラブに入会を希望される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上提出していただきます。入会の決定は当クラブの定める審査を行った後、ご通知いたします。

## 第7章 入会金および年会費

入会金及び年会費は以下のとおりとします。

- 【個人会員】入会金 330,000円(税込) 年会費 132,000円(税込) 記名1名  
【法人会員】入会金 550,000円(税込) 年会費 132,000円(税込) 記名2名  
3名以上の登録を希望の場合は当クラブ事務局より別途説明。

※退会の際、入会金のご返金はいたしません。

## 第8章 入会員資格

当クラブが認めた推薦人、もしくは会員の紹介を原則といたします。会則に規定する入会金、年会費の払い込みが完了した時に会員の資格が得られます。

## 第9章 資格の失効

会員は死亡及び退会したとき、当クラブの会則に違反した場合や当クラブの秩序を乱し、名誉を傷つけた場合及び会費やご利用代金の支払いがない場合、および会員の所属法人が信用状態の悪化した公的な徴表(例、破産宣告)が生じた時は、その資格を失います。

## 第10章 会員証

当クラブの利用は会員証に記入されたご本人に限ります。当クラブの利用の際は会員証を提示していただきます。また、個人会員でご希望の場合はご家族でご利用できますファミリーカード(1年間有効)を発行させていただきます。その際、事務手数料として1名あたり11,000円(税込)申し受けます。

## 第11章 名義変更

個人会員は名義変更はできません。法人会員は当クラブの承認を得て同一法人内で名義変更することができます。その際変更手数料として1名あたり11,000円(税込)を申し受けます。

## 第12章 施設の移転など

天災、火災、法令の改廃、社会情勢の著しい変化及び会社の都合による施設の内容変更、その他やむを得ない事由が発生した場合はクラブ及びグループ内の施設の一部または全部を移転または廃止することができます。

## 第13章 細則

本会則に定められてない事由及び業務遂行上必要な事項は別途細則その他によってこれを定めることといたします。

## 第14章 改廃変更

当クラブの会則、細則等の制定、変更、改善は会社で定めるものとし、その効力はすべての会員におよぶものといたします。

## 第15章 休会手続き

当クラブを休会する場合は、速やかに当クラブまで届け出てください。また、休会手続きは1年間有効とします。その際、休会事務手数料として11,000円を申し受けます。尚、休会中は会員特典は適用されません。